

入札説明書

1 発注業務の概要

業務名	米子市学校給食輸送業務（第二学校給食センター）
業務内容	米子市立第二学校給食センター（以下「第二学校給食センター」という。）において調理した学校給食を、常に衛生に留意し、米子市が作成する輸送業務計画に基づき、衛生的な装備を施した給食輸送用車両4台で輸送する。（業務対象校9校） 福生東小学校、福生西小学校、福米東小学校、福米西小学校、加茂小学校、東山中学校、福生中学校、福米中学校及び加茂中学校 ※詳細については、別に定める仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
委託期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

2 入札参加資格者

入札参加資格者は、次の表の左欄に掲げる項目について、同表の右欄に定める条件を満たす法人とする。

住所要件	令和6年5月29日現在で、米子市内に、本社、支店、営業所又は事業所のいずれかを有していること。
資格及び実績	（1）貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の規定に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること。 （2）令和6年5月29日現在で、一般貨物自動車運送事業を5年以上営んでいること。
指名停止	米子市の競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
経営状況	破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
その他	（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札参加資格を有しない者でないこと。 （2）次に掲げる徴収金の滞納がないこと。 ア 市税その他の本市の徴収金 イ 消費税及び地方消費税 （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。

	(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
--	---

3 本件入札に対する質問及び回答

質問先	米子市総務部契約検査課 ファクシミリ 0859-23-5368 ※質問事項を記載した書面（様式第4号）をファクシミリで送付のこと。
受付期間	令和6年5月29日（水）から同年6月20日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで
回答方法	米子市ホームページに順次掲載。なお、質問がなかった場合又は質問の内容が意見などの場合には、掲載はしない。

4 入札参加申込みの期限等

申込期限	令和6年6月20日（木）午後4時
申込場所	〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部契約検査課 電話 0859-23-5365
提出書類	次の書類を、入札説明書に基づき各1部を提出のこと。 (1) 入札参加申込書（様式第1号） (2) 一般貨物自動車運送事業の許可証の写し (3) 市税等納付確認同意書（様式第2号） (4) 役員等調書兼照会承諾書（様式第3号） (5) 消費税及び地方消費税の納税証明書（入札参加申込み日前1年間に法定納期限の到来した消費税及び地方消費税の納税証明書。ただし、入札参加申込み日前3か月以内に発行されたものに限る。） (6) 商業登記簿の登記事項証明書（入札参加申込み日前3か月以内に発行されたものに限る。）又はその写し ※（3）、（4）、（5）及び（6）に掲げる書類については、米子市の入札参加資格有資格者として登録されている場合は、当該書類の添付を省略することができる。 ※提出書類様式の電子データ（ワード形式）の交付を希望する者は、総務部契約検査課（keiyaku@city.yonago.lg.jp）宛てに、業務名を明記の上、件名に「提出書類様式希望」と記載した電子メールを送信すること。

5 入札説明会の日時等

説明会の日	入札説明会はありません。
-------	--------------

6 入札日等

入札日	令和6年7月11日（木）午後1時40分
入札場所	鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所本庁舎第202会議室
入札保証金	免除
入札書等の書式	入札書（様式第5号）、委任状（様式第6号）及び辞退届（様式第7号）の書式は、別記のとおりとする。 ※代理人による入札をしようとするときは、必ず委任状（受任者の意思が明確であるものに限る。）を提出のこと。 ※記入方法は別記記載例のとおり。
その他	（1）入札は、落札者が決定されるまで最高3回まで行う。 （2）入札者が1人であっても、入札を執行するものとする。 （3）郵送又は電送による入札は、認めない。 （4）落札者となるべき入札者が2人以上いる場合は、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじによって落札者を決定する。この場合において、くじを辞退することはできない。 （5）入札に参加する資格のない者の入札及び他の入札者の代理を兼ねた者の入札は、無効とする。 （6）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（特に指定しない場合は、当該金額に1円未満の端数があれば、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

7 その他

- （1）関連情報を入手するための照会窓口は、米子市総務部契約検査課（電話0859-23-5365・ファクシミリ0859-23-5368）とする。
- （2）提出された資料は、返却しないものとする。なお、提出された資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。
- （3）入札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認められたときは、入札の執行を中止することがある。
- （4）本入札説明書に記載のない手続については、地方自治法施行令、米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）及び米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）に定める規定に基づき執行する。

学校給食輸送業務（第二学校給食センター）仕様書

1 委託事業名

学校給食輸送業務（第二学校給食センター）

2 業務内容

米子市立第二学校給食センター（以下「第二学校給食センター」という。）において調理した学校給食を、常に衛生に留意し、米子市が作成する輸送業務計画書に基づき、衛生的な装備を施した給食輸送用車両4台で輸送する。

3 業務の処理

（1）委託期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

（2）業務対象校

別紙1のとおり

（3）配送・回収計画

別紙2のとおり（予定）

配送時間は、おおむね午前10時30分から正午まで、回収時間は、おおむね午後1時30分から午後3時までとする。

（4）業務処理回数

年間206回（予定）

（5）業務責任者

輸送業務を円滑に実施するため、米子市との連絡調整及び輸送業務の処理に従事する従事者の指導監督等を行う業務責任者を1名選任し、毎年度米子市が指定する日（原則として各年度4月の業務開始日の1週間前）までに、米子市に届け出ること。

（6）業務従事者

ア 輸送業務の処理に従事する専任の従事者及び専任の従事者に欠員が生じた場合の従事者（1人程度）（以下「従事者」と総称する。）を、毎年度米子市が指定する日（原則として各年度4月の業務開始日の1週間前）までに、米子市に届け出ること。

イ 従事者は、「学校給食衛生管理基準」に基づき、赤痢菌・サルモネラ菌・腸管出血性大腸菌群に係る便の検査を月2回、健康診断を年1回実施すること。この場合において、便の検査に異状があったときは、業務の従事を制限する場合もあるので、直ちにその結果を報告すること。また、健康診断結果については、書面により速やかに報告すること。

また、その他の細菌、ウイルス等による感染（感染の疑いのある症状の発生を含む。）が発生した場合は、必要に応じた検査をすること。

なお、便の検査及び健康診断に要する費用は、受託者の負担とする。

ウ 従事者の衛生管理については、米子市教育委員会及び衛生管理に係る監督機関の指導を受け、自ら実施しなければならない。

エ 従事者は、業務の処理中、清潔な白衣、帽子、長靴、上履き等を着用しなければならない。なお、従事者が業務の処理中に着用する白衣等は、受託者の負担とする。

(7) その他の業務

ア 従事者は、輸送開始30分前には輸送車両の点検を終え、輸送することのできる体制に整えておき、輸送業務に支障のないように万全を期すること。

イ 従事者は、輸送車両の洗浄、点検及び整備はもちろんのこと、第二学校給食センター及び業務対象校における給食輸送用コンテナ（以下「輸送用コンテナ」という。）の積み込み等に従事すること。

ウ 従事者は、第二学校給食センターと業務対象校との間及び第二学校給食センターと学校給食センター（学校給食課）との間の文書等の受け渡しに従事すること。

(8) 従事者の行為に対する責任

ア 受託者は、学校給食が教育の一環であることを認識した上で、従事者について、服装及び態度に十分注意し、学校給食従事者としての品位を保持するよう指導すること。

イ 受託者は、従事者に対し、安全教育等を実施することにより、交通規則等を遵守し、常に安全運転をするよう指導すること。

(9) 業務の完了報告及び検査

ア 米子市が指示する項目を記載した運行記録を、業務の処理日ごとに学校給食センター（学校給食課）に提出すること。

イ 毎月の業務の処理を完了したときは、その都度、翌月の5日（3月の業務については同月末日とする。）までに完了報告書を提出し、米子市の検査を受けること。

4 輸送車両

(1) 車両台数

4台

(2) 車種等

普通貨物（事業用）

※参考（長さ：680cm×幅：210cm×高さ：280cm程度）

※中古車両又はリース車両の使用可

(3) 最大積載量 2,000kg

(4) 装備等

ア 輸送用コンテナを収納するボックスは、給食の安全性及び衛生面に十分配慮したもので、次に掲げる基準に該当するものとする。

(ア) 輸送用コンテナ（間口137cm・奥行85cm・高さ167cm）6台が積載可能であること。

(イ) 側面外板は、アルミ製パネルとし、米子市が指定する文字「米子市学校給食」及び「受託会社名」を表示すること。

(ウ) 前面、側面、天井及び後方ドア内板は、抗菌カラーアルミ（ホワイト平板）製とすること。

(エ) 前面（2段）及び側面（1段）に、緩衝用の室内保護材（衛生的な材質）を取り付けること。

(オ) 天井には、厚さ30mm以上の断熱材を入れること。

(カ) 床面は、抗菌ステンレス（厚さ1.0mm以上）とし、前及び側面に立ち上がりを15cm程度設けること。

(キ) 側面に、輸送用コンテナに合わせた仕切固定棒受け金具（強度があり衛生的な材質）を設け、輸送用コンテナを仕切固定棒により固定すること。

(ク) 後方の扉を観音扉とし、側面の扉は、不要とする。

イ ボックス床面の高さは、地面から90cm以上95cm以下の範囲内とし、第二学校給食センター及び業務対象校の配膳室において、給食輸送用コンテナの搬入搬出を速やかに行うことができるよう、ボックス後部に、渡し板（強度があり、滑り止めの付いたもの・長さ50cm程度）を取り付けること。

ウ 給食配送時のボックス内部温度を計測することができるよう、ボックス後部に、正確に計測することができる温度計を取り付けること。

(5) 輸送車両管理等

ア 輸送車両は、自社において保管及び管理をし、常に清潔な状態に保つこと。

イ 円滑に業務を処理することができるよう、常に輸送車両の整備を行っておくこと。

ウ 輸送車両に故障等が発生した場合は、業務の処理に支障がないよう、速やかに措置すること。

エ 輸送車両（輸送車両の清掃に係る洗剤、モップ等を含む。）に係る費用は、受託者の負担とする。

オ 米子市は、輸送車両を随時点検し、不備と認めるものについては、受託者の負担により、その取替え又は修理を命ずることができる。この場合において、受託者は、直ちに従わなければならない。

(6) 使用制限

輸送車両は、米子市の学校給食輸送業務以外に使用してはならない。ただし、米子市の承諾を得た場合は、この限りでない。

(7) 自動車保険等

輸送車両について、次に掲げる内容の任意保険の契約を締結し、その保険証券の写しを提出すること。

- ・対人賠償 無制限
- ・対物賠償 2,000万円

(8) 車両の登録

輸送車両は、事前に、米子市の学校給食輸送業務に適合している車両であることについての確認を受けること。また、毎年度、米子市が指定する日（原則として、各年度4月の業務開始日の1週間前）までに、自動車検査証の写しを提出すること。

5 附帯条件

(1) 権利義務等の譲渡の禁止

第三者に対し、業務の全部若しくは一部の処理を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約により生じる権利若しくは義務を譲渡し、若しくは承継させてはならない。ただし、あらかじめ、米子市の承諾を得た場合は、この限りでない。

(2) 損害賠償責任

次の各号のいずれかに該当する場合は、その損害を賠償すること。

ア 業務の処理に関し、米子市又は第三者に損害を与えたとき。

イ (3)の規定により契約が解除された場合において、米子市に損害を与えたとき。

(3) 契約の解除

ア 受託者が契約を完全に履行しないとき、若しくは契約に違反したとき、又は米子市において契約を継続する必要がなくなったときは、米子市は、いつでも契約を解除することができる。

イ アにより契約を解除した場合において委託者に損害が生じても、米子市は、その責めを負わない。

学校給食輸送業務(第二学校給食センター)対象校 【別紙1】

名 称		所 在 地	ホームの形状	ホームの 高さ	備 考
第二学校給食センター		米子市流通町158番地21	セメント製	90cm	
	1	米子市立福生東小学校	米子市皆生五丁目18番32号	鉄製	93cm
	2	米子市立福生西小学校	米子市上福原五丁目4番1号	セメント製 掘込	83cm
	3	米子市立福米東小学校	米子市東福原五丁目7番1号	セメント製	90cm
	4	米子市立福米西小学校	米子市西福原八丁目16番62号	鉄製	90cm
	5	米子市立加茂小学校	米子市両三柳4610番地	セメント製	90cm
	6	米子市立東山中学校	米子市車尾617番地	セメント製	90cm
	7	米子市立福生中学校	米子市上福原20番地	セメント製	90cm
	8	米子市立福米中学校	米子市新開五丁目9番1号	セメント製	90cm
	9	米子市立加茂中学校	米子市両三柳3883番地	セメント製	90cm

学校給食輸送業務(第二学校給食センター)配送・回収計画

配送

丸印の数字は輸送コンテナ数

9 号 車	10:45 第二 センター	11:10 福米東小 ⑥	11:35 第二 センター	12:00 加茂中 ④
10 号 車	10:45 第二 センター	11:05 福生東小 ⑥	11:25 第二 センター	11:45 福生西小 ③
11 号 車	10:55 第二 センター	11:20 加茂小 ⑥	11:45 第二 センター	12:00 東山中 ④
12 号 車	10:50 第二 センター	11:20 福米西小 ⑥	11:40 第二 センター	12:00 福米中 ⑤

※出発時間の目安です。コンテナを下ろすのに5分から8分程度かかります。

※最終は着時間

回収

9 号 車	13:40 福米東小 ⑥	14:00 第二 センター	14:25 加茂中 ④	14:45 第二 センター
10 号 車	13:40 福米西小 ⑥	13:55 第二 センター	14:15 福米中 ⑤	14:30 第二 センター
11 号 車	13:35 福生東小 ⑤	13:50 第二 センター	14:00 福生西小 ③	14:15 福生中 ③
12 号 車	13:25 加茂小 ⑥	13:45 第二 センター	14:05 東山中 ④	14:20 第二 センター

※到着時間の目安です。交通事情により前後します。